

石川県なりわい再建支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「令和6年能登半島地震」による災害により甚大な被害を受けた地域において、補助事業者が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において、なりわい再建支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「令和6年能登半島地震」とは、令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）により指定された特定非常災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

4 この要綱において、「特定事業者」とは、中小企業者及び小規模企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者をいう。

5 この要綱において「中小企業者等」とは、第2項に規定する「中小企業者」、第3項に規定する「小規模企業者」、第4項に規定する「特定事業者」、及びこれら以外の企業であって中小企業者及び小規模企業者が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸し付けている事業者（以下「特定貸与事業者」という。）をいう。

6 この要綱において「特定被災事業者」とは、次の各号のいずれの要件にも該当する事業者をいう。

一 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者

二 過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者

ア 当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者

イ 当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者

三 次のいずれかに該当する事業者

ア 過去数年以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあつては令和2年1月28日とする。）以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者

イ 別表1のとおり、令和6年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、か

つ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者

四 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており知事が認めた事業者

五 令和6年能登半島地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

7 この要綱において「復興事業計画」とは、令和6年能登半島地震により被災した中小企業者等の施設又は設備の復旧又は復興のために、県が策定する計画をいう。

8 この要綱において「復興グループの構成員」とは、復興事業計画に記載された中小企業者等をいい、復興事業計画に記載された復興グループの構成員の施設又は設備を「特定施設等」という。

(交付の目的)

第3条 補助金は、中小企業者等の施設又は設備の損壊等の物理的な被害が広範囲かつ甚大であり、サプライチェーンが毀損する等により地域経済が停滞する事態にある場合に、県が策定する復興事業計画に基づき、復興グループの構成員が、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和6年能登半島地震による災害からの復旧又は復興を促進することを目的とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の補助対象となる中小企業者等は、原則として、県内に事業所を置く中小企業者等とする。

2 補助金の補助対象となる経費は、特定施設等であって、令和6年能登半島地震による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、県が策定する復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備に要する経費（以下「補助対象経費」という。）であって、知事が補助の対象としたものとする。

3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設又は設備を新たに整備等するための経費又は施設若しくは設備の補強や改良工事（以下「改良工事等」という。）に要する経費を加えることを妨げない。

4 前2項における補助対象経費については、別表2のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の補助対象者及び補助対象者別の補助率及び上限額は、別表3のとおりとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項の交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付決定)

第7条 知事は、規則第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、別記様式第2号により補助事業者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理するなどして、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表4に掲げる軽微な変更のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

2 規則第6条第1項において準用する規則第7条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金の交付決定額に変更が生じるときは変更交付決定通知書(別記第4号様式)により、補助金等の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、遅延等報告書(別記第7号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに遂行状況報告書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第14条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業実績書
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月5日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

4 補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月10日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

- 5 補助事業者は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であって、補助金の補助対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意すること。ただし、小規模企業者にあつては、この限りではないが、令和6年能登半島地震で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に変わる取組を実施すること。
 - （1）中小企業者にあつては、30%以上。
 - （2）中小企業者以外の事業者にあつては、40%以上。
- 6 実績報告書には、前項で定める保険・共済への加入を証明する書類を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第15条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、規則第14条第2項の規定に基づき、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第10号により補助事業者に通知する。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払等）

- 第16条 補助金は前条第1項に規定する交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、概算払申請書（別記様式第12号）及び概算払請求書（別記様式第13号）によるものとする。
 - 4 第2項ならびに第3項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第17条 知事は、第11条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、別記第14号様式により、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 五 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - 3 知事は、前項の規定による返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第15条第3項の規定は、第2項の補助金の返還について準用する。

(財産の管理)

- 第18条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に知事が別に定める財産管理台帳を添付しなければならない。
 - 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、規則第20条第1項第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間（令和5年経済産業省告示第64号）別表の一の項に準じるものとする。
- 2 規則第21条に規定する知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ別記第15号様式により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前条第4項の規定は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認（別記第16号様式）する場合において準用する。

（その他必要な事項）

第20条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年2月28日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表 1

項目	要件
厳しい債務状況にある事業者	次のいずれかに該当し、早急に企業再建を行う必要がある事業者 1 借入債務等が株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する事業者 2 取引先の業況悪化の影響を受ける等、一定の要件に該当する事業者 3 過剰債務の状況に陥っている事業者 4 中小企業活性化協議会等の関与の下で事業の再生を行う事業者 5 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている事業者 6 第二会社方式により再生を図る事業者 7 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であつて、再生を図る事業者
経営再建等に取組む事業者	相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られる等、関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる事業者
認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者	次のいずれの事項についても、認定経営革新等支援機関による確認を受けている事業者 1 令和六年能登半島地震からの復旧・復興に向けて、自己資金の活用が厳しい経営環境であるものの、長期的には十分に採算性が見込まれること 2 経営環境等を見据えた適正な規模での復旧等であること

・上記別表 1 の過剰債務の状況とは、原則として令和六年能登半島地震被災時の直近の決算期において、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

- 1 債務超過に陥っている事業者
- 2 繰越欠損を計上している事業者
- 3 次式で判定した年数が 15 年以上となる事業者

$$\{ \text{有利子負債 (短期借入金 + 長期借入金 + 社債)} \} \div \{ \text{減価償却後営業利益} \times 1 / 2 \text{ (営業欠損の場合は } 1 / 2 \text{ を乗じない)} + \text{普通減価償却費} \} \times 1$$
- 4 次式で算出した値が正となる事業者

$$\text{長期借入金及び社債の年間返済額} \times 2 - \{ \text{減価償却後経常利益} \times 1 / 2 \text{ (経常欠損の場合は } 1 / 2 \text{ を乗じない)} + \text{普通減価償却費} \} \times 1 - \text{金融機関調達 (予定含む)} \times 3$$

※ 1 試算期で判定する場合は、「試算期末からさかのぼって 12 か月間の損益計算書」を用いて判断する。

※ 2 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の年間返済額をいう。

※ 3 決算期または試算期末から今後一年間の長期借入金及び社債の金融機関調達額（設備資金を除く）をいう。

別表2

補助対象経費区分	内 容
施 設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、補助事業者の資産として計上するもの
宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用

- ・上記の施設又は設備の復旧又は整備に要する経費には、施設又は設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費又は改良工事等に要する経費を加えることを妨げない。また、宿舍整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業及び改良工事等に要する経費を加えた施設又は設備の復旧・整備に要する経費については、令和6年能登半島地震による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- ・上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・災害保険・共済の対象である施設又は設備については、その保険金又は共済金が、補助対象経費から補助金を差し引いた額（以下「自己負担額」という。）を超える場合においては、自己負担額を超える額に2分の1を乗じた額を補助金額から控除する。

別表3

補助対象経費	補助対象者		補助率	上限額
別表1の経費	(1) 中小企業者及び小規模企業者	特定被災事業者	定額補助（補助対象経費のうち5億円まで） なお、補助対象経費が5億円を超えるときは、補助対象経費から5億円を控除した額に相当する額については3／4以内	1事業者当たり15億円
		上記以外	補助対象経費の3／4以内	
	(2) 中小企業者及び小規模企業者以外	特定被災事業者	定額補助（補助対象経費のうち5億円まで） なお、補助対象経費が5億円を超えるときは、補助対象経費から5億円を控除した額に相当する額については1／2以内	
		上記以外	補助対象経費の1／2以内	

別表4

区分	軽微な変更の内容
経費の配分の変更	・ 補助対象経費全体の30パーセント以内の減少となる変更を行う場合
事業の内容の変更	・ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合 ・ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合